

平成19年第2回臨時会

富良野市議会会議録

平成19年5月11日(金曜日)午前10時00分開会

議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長の選挙
- 日程第4 議席の指定
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 富良野市議会常任委員会委員の選任
- 日程第7 富良野市議会運営委員会委員の選任
- 動議 議会広報特別委員会の設置について
- 動議 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第8 富良野地区学校給食組合議会議員の選挙
- 日程第9 富良野地区環境衛生組合議会議員の選挙
- 日程第10 富良野地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第11 富良野広域串内草地組合議会議員の選挙
- 日程第12 報告第1号 専決処分報告
- 日程第13 報告第2号 専決処分報告
報告第3号 専決処分報告
- 日程第14 報告第4号 専決処分報告
報告第5号 専決処分報告
- 日程第15 議案第3号 富良野市監査委員の選任について
- 日程第16 議案第1号 平成19年度富良野市一般会計補正予算(第1号)
議案第2号 市道における物損事故の損害賠償について

(追加)

- 日程第17 閉会中の所管事務調査について

出席議員(18名)

議長	18番	北 猛 俊 君	副議長	17番	日 里 雅 至 君
	1番	佐々木 優 君		2番	宮 田 均 君
	3番	広 瀬 寛 人 君		4番	大 栗 民 江 君
	5番	千 葉 健 一 君		6番	今 利 一 君
	7番	横 山 久仁雄 君		8番	岡 本 俊 君
	9番	穴 戸 義 美 君		10番	大 橋 秀 行 君
	11番	覚 幸 伸 夫 君		12番	天 日 公 子 君
	13番	東海林 孝 司 君		14番	岡 野 孝 則 君

15番 菊地敏紀君

16番 東海林剛君

欠席議員(0名)

説明員

市長 能登芳昭君
総務部長 下口信彦君
保健福祉部長 高野知一君
建設水道部長 里博美君
商工観光室長 高山和也君
総務課長 松本博明君
企画振興課長 岩鼻勉君
教育委員会
教育会長 宇佐見正光君
農業委員会
会長 藤野昭治君
監査委員 松浦惺君
公平委員会
会長 島強君
選挙管理委員会
会長 藤田稔君

副市長 石井隆君
市民部長 大西仁君
経済部長 石田博君
看護専門学校長 登尾公子君
中心街整備推進室長 細川一美君
財政課長 鎌田忠男君
教育委員会
会長 齊藤亮三君
教育委員会
会長 杉浦重信君
農業委員会
会長 大西克男君
監査委員
局長 中村勇君
公平委員会
会長 中村勇君
選挙管理委員会
会長 藤原良一君

事務局出席職員

事務局長 大畑一君
書記 日向稔君
書記 渡辺希美君

書記 鵜飼祐治君
書記 大津諭君

午前10時00分 開会
(出席議員数18名)

臨時議長の紹介・あいさつ

事務局長(大畑一君) 本日は、改選後初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うと規定されております。

出席議員中、穴戸義美議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。よろしくお願いいたします。

(年長議員穴戸義美君、議長席に着く)

臨時議長(穴戸義美君) ただいま御紹介されました穴戸義美でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

開 会 宣 告

臨時議長(穴戸義美君) これより、平成19年第2回富良野市議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 告

臨時議長(穴戸義美君) 直ちに、本日の会議を開きます。

仮 議 席 の 指 定

臨時議長(穴戸義美君) この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

臨時議長(穴戸義美君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

大 栗 民 江 君

横 山 久仁雄 君

以上、2名の諸君を御指名申し上げます。

日程第2 議長の選挙

臨時議長(穴戸義美君) これより、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

臨時議長(穴戸義美君) ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付いたさせます。配付願います。

(投票用紙配付)

臨時議長(穴戸義美君) 確認をいたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(穴戸義美君) 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

臨時議長(穴戸義美君) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長大畑一君。

事務局長(大畑一君) 投票用紙に御記入はいただきましたでしょうか。

それでは、氏名を読み上げますので、順次投票願います。大栗民江君、大橋秀行君、岡野孝則君、岡本俊君、覚幸伸夫君、菊地敏紀君、北猛俊君、今利一君、佐々木優君、穴戸義美君、東海林孝司君、東海林剛君、千葉健一君、天日公子君、日里雅至君、広瀬寛人

君、宮田均君、横山久仁雄君。

(投票)

臨時議長(穴戸義美君) 確認をいたします。

投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(穴戸義美君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

臨時議長(穴戸義美君) これより、開票を行います。

立会人に、大栗民江君、今利一君、佐々木優君、千葉健一君、以上の4人の諸君を指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(穴戸義美君) 御異議なしと認めます。

よって、4人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

開票を始めます。

(開票)

臨時議長(穴戸義美君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票16票、無効2票。

有効投票中、北猛俊君15票、東海林剛君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4.5票であります。

よって、北猛俊君が議長に当選されました。

ただいま御報告を申した中で一部訂正をいたします。

法定得票数は無効投票の関係もございまして、4.5票と申し上げましたけれども、4票であります。訂正をいたします。

ただいま議長に当選されました北猛俊君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたしま

す。御承諾をいただけますか。

それでは、北猛俊議長よりごあいさつをいただきます。

議長(北猛俊君) - 登壇 -

一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの議員改選後の議会構成に当たり、議長選挙におきまして大多数の御支持をいただきまして、当選人とさせていただきました。このことは、私にとりまして身に余る光栄と存じますとともに、その責任の重大さをひしひしと感じている次第でございます。

もとより不肖の身を自覚している私ではありますが、議員皆様の絶大なる御支援と御協力を賜りながら円滑な議会運営を遂行し、市民の信頼にこたえるためにも、民主的で透明性のある開かれた議会をさらに推進するとともに、中立、公正を最大の目標として、誠心誠意務めていく覚悟でございます。

今、自己決定と自己責任が問われる地方分権時代のもとで、地方自治体は大きな意識改革とさらなる創意工夫を凝らした施策展開が求められております。本市におきましてはこうした状況の中、基礎自治体のあり方を富良野圏域、広域連合の観点から協議を始め、また、ますます厳しくなる財政状況、健全化するための行財政改革の取り組みも一層進めているところであります。

市民が求める議会審議を十分に達成し、多様化する住民のニーズにこたえるために、市民と行政、そして市政運営におけるかじ取り役としての議会が一体となって、富良野市の発展と住民福祉の向上を目指すことが大切と考えております。

議場においては、議員と市長部局とが向かい合って議論をいたしますが、その目線の先には等しく市民がおります。このことが、議会における原理原則であるところとらえ、歴代議長、議員によってつくられてきたよき伝統を守り、変えるべきことは勇気を持って変革に取り組む所存でございます。

与えられました職責を全うすべく、最大の努力をいたしますので、関係機関皆様の暖か

い御指導と御鞭撻を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます、議長就任に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（穴戸義美君） この席から一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

本日は、年長のゆえをもちまして、臨時議長としての職責を皆様の御協力によりまして、無事全うすることができましたことを厚くお礼を申し上げる次第でございます。

ただいま当選されました北議長は、ごあいさつにもありましたように、全力を尽くして富良野市民と市議会の運営のために御健闘することを確約されました。我々議員も議長を中心に、議員としての職責を果たし、本市の発展と開かれた議会の推進に努めてまいり所存でございます。

以上を申し上げ、御協力に対する感謝の言葉といたします。

では、北議長に御着席を願いたいと思えます。どうもありがとうございました。（拍手）

（議長北猛俊君、議長席に着く）

議長（北猛俊君） この際、議事日程につき申し上げます。

議事日程は、臨時議長において御配付のものを、議長において作成した議事日程として運営をいたしたいと存じますので、御了承願います。

日程第3 副議長の選挙

議長（北猛俊君） 日程第3 これより、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（北猛俊君） ただいまの出席議員は18人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

議長（北猛俊君） 投票用紙の配付漏れは

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

議長（北猛俊君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長（大畑一君） 投票用紙に御記入はいただけましたでしょうか。

それでは、氏名を読み上げますので、順次投票願います。大栗民江君、大橋秀行君、岡野孝則君、岡本俊君、覚幸伸夫君、菊地敏紀君、北猛俊君、今利一君、佐々木優君、穴戸義美君、東海林孝司君、東海林剛君、千葉健一君、天日公子君、日里雅至君、広瀬寛人君、宮田均君、横山久仁雄君。

（投票）

議長（北猛俊君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（北猛俊君） これより、開票を行います。

立会人に、大栗民江君、今利一君、佐々木優君、千葉健一君、以上の4名の諸君を指名することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、4人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（北猛俊君） 選挙の結果を報告いた

します。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票 18 票。

有効投票中、日里雅至君 18 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4.5 票であります。

よって、日里雅至君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました日里雅至君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。御承諾いただけますか。

それでは、日里副議長よりごあいさつをお願いいたします。

副議長（日里雅至君） - 登壇 -

副議長就任に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、議員皆様の選挙によりまして、私が副議長の要職につくことになりましたことは、身に余る光栄に存ずる次第でございます。心より御礼を申し上げます。

私は、申すまでもなく浅学非才であり、力不足ではありますけれども、議員皆様方の絶大な御支援と御協力を賜り、先ほど北議長が申されたように、正常な円滑な議会運営の確保を図り、住民の信頼にこたえるために、民主的で透明度のある開かれた議会を目指し、中立公正を最大の目標として、議長の補佐役として、誠心誠意務めていく覚悟であります。

これからは、議長とともに力を合わせ、富良野市民の声を市民に反映させながら、市民のための議会を目指し、住民が安心して安全に住めるまちづくりに取り組んでいく所存でございます。どうか、皆様の暖かい御支援と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げて、副議長就任に当たってのごあいさつといたします。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

市長 あいさつ

議長（北猛俊君） この際、市長より、初議会に当たり、ごあいさつの申し出がありますので、これを受けたいと存じます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、改選されました議員各位による初議会に当たりまして、ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

議員の皆様には、去る 4 月 15 日告示の市議会議員選挙におきまして当選をされましたことを心よりお祝いを申し上げます。

また、議長並びに副議長の選挙が行われました。議長に北猛俊議員、副議長に日里雅至議員がそれぞれ選出されました。今後とも市民の信頼にこたえる議会づくり、さらに地方自治の発展に大きく御貢献いただけるものと重ねてお祝いを申し上げます。

また、議会におきましては、これまでも慎重な御審議を賜りながら、市政発展に多大なる御尽力をいただいておりますが、現在、地方分権改革が進められる中、自主、自立の確率と、簡素で効率的な行政システムを目指し、市民と行政が情報を共有し、市民の目線に立ったまちづくりを進めてまいる所存でございますので、今後とも市民の福祉向上と市政発展のために、御指導、御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

結びに当たり、御就任されました北議長様、日里副議長様、そして議員の皆様におかれましては、ますます御健勝で御活躍されますことを御祈念申し上げ、お祝いのごあいさつとさせていただきます。おめでとうございました。

議長（北猛俊君） ありがとうございます。

この際、議長において議事進行上の都合がございますので、10 分間休憩をいたしま

す。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 47 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 4 議席の指定

議長（北猛俊君） 日程第 4 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定をいたします。

議員諸君の氏名とその議席番号を職員に朗読いたします。

事務局長大畑一君。

事務局長（大畑一君） 議席番号と氏名を朗読いたします。

1 番佐々木優君、2 番宮田均君、3 番広瀬寛人君、4 番大栗民江君、5 番千葉健一君、6 番今利一君、7 番横山久仁雄君、8 番岡本俊君、9 番穴戸義美君、10 番大橋秀行君、11 番覚幸伸夫君、12 番天日公子君、13 番東海林孝司君、14 番岡野孝則君、15 番菊地敏紀君、16 番東海林剛君、17 番日里雅至君、18 番北猛俊君、以上でございます。

議長（北猛俊君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

所定の席に御着席を願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 10 時 48 分 休憩

午前 10 時 50 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸 般 の 報 告

議長（北猛俊君） この際、事務局長をし

て諸般の報告をいたさせます。

事務局長大畑一君。

事務局長（大畑一君） - 登壇 -

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第 1 号から議案第 3 号、報告第 1 号から報告第 5 号、以上 8 件の提出があり、議案第 3 号につきましては本日、議案第 1 号、議案第 2 号及び報告 5 件につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議会より提出の事件につきましては、別紙議会側提出件名表に記載のとおりでございます。

なお、先ほど提出者菊地敏紀君外 5 名により、文書をもって議会広報特別委員会及び議会改革特別委員会設置に係る動議 2 件の提出がありました。本日の日程に追加させていただきます。

次に、会派の結成届があり、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本臨時会に出席を求めた説明員等につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第 5 会期の決定

議長（北猛俊君） 日程第 5 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 6

富良野市議会常任委員会委員の選任

議長（北猛俊君） 日程第6 富良野市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

所属委員会名及び氏名を職員をして朗読をいたさせます。

事務局長大畑一君。

事務局長（大畑一君） 常任委員会委員の氏名を朗読いたします。

総務文教委員、佐々木優君、横山久仁雄君、穴戸義美君、覚幸伸夫君、東海林剛君、北猛俊君。

次に、市民福祉委員、宮田均君、大栗民江君、今利一君、大橋秀行君、東海林孝司君、岡野孝則君。

次に、経済建設委員、広瀬寛人君、千葉健一君、岡本俊君、天日公子君、菊地敏紀君、日里雅至君。

以上でございます。

議長（北猛俊君） ただいま朗読のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ常任委員会委員に選任することに決しました。

日程第7

富良野市議会運営委員会委員の選任

議長（北猛俊君） 日程第7 富良野市議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

氏名を職員をして朗読いたさせます。

事務局長大畑一君。

事務局長（大畑一君） 議会運営委員会の

委員を朗読いたします。

佐々木優君、大栗民江君、千葉健一君、岡本俊君、岡野孝則君、菊地敏紀君、東海林剛君、以上でございます。

議長（北猛俊君） ただいま朗読のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 宮田議員にお尋ねをいたしますが、指名についての異議ありということでございましょうか。内容について発言があれば許可いたします。

2番（宮田均君） 市議会の議会運営委員会の中に無所属が入れないと、意見の聴取の仕方をどのように行っているのかということについて、この会派政党制をとっていること自体に、どうして会派政党制で一議員の見解が議会に反映されないのかというようなことで、私は反対いたします。

議長（北猛俊君） 反対の御意見がございましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

休憩前の宮田議員の異議ありの関係につきまして御説明をさせていただきますが、これは委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたす案件になってございます。

したがいまして、異議ありの御発言がありましたけれども、ここで採決を行いたいと思います。

先ほど、事務局長をして朗読したことで決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立者多数）

議長（北猛俊君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しま

した。

日程追加の議決

議長（北猛俊君） この際、先ほど文書をもって、提出者菊地敏紀君外5名により議会広報特別委員会設置についての動議及び議会改革特別委員会設置について動議の提出がありました。

所定の賛成者もあり、動議は成立いたしております。

この際、本2件の動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、本動議2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

動議

議会広報特別委員会設置について

議長（北猛俊君） 最初に、議会広報特別委員会設置についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

15番菊地敏紀君。

15番（菊地敏紀君） - 登壇 -

ただいまお取り上げいただきました動議につきましては、各会派、政党の御賛同をいただき提出したものであり、私から御説明を申し上げます。

議会広報の発行につきましては、議会の活性化、改革の一環として取り組み、平成11年からこれまでの発行は33号を数えております。

この間、市民生活に直結する議会活動や情報を議会単独の広報として、紙面の充実を図りながらお知らせしてきたところでございます。市民の議会への関心を高めるとともに、開かれた議会運営を推進する上でも大きな役割を果たしていると思われれます。このことから、市民にとって市議会がさらに身近なもの

となるように今後も継続した議会広報の発行に向け、特別委員会の設置を提案するものであります。

なお、委員会名を議会広報特別委員会とし、委員数は7名をもって設置し、2年間の継続調査とされたく、あわせて提案するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの提案に対し、御発言ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 議会広報委員会、各委員会について、私は無所属ですけれども、党派政党制をこの議会はとっているというのはわかります。

しかし、この議会広報委員会について、無所属の意見をどのように取り入れて、どのようにそれを反映しているのか。この点について質問させていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの御質問について私の見解ということで御答弁をさせていただきますが、これにつきましては、さきの代表者会議、そしてまた会議規則等でうたわれているものでありまして、今御指摘の部分につきましては、この後、検討が必要かどうかも含めて、代表者会議、あるいは議会運営委員会の中で協議されるものと判断をさせていただきます。

御異議ありということでございますので、起立で採決をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいま提案のございました議会広報特別委員会を設置することに関して、賛成の方の起立を求めます。

（起立者多数）

議長（北猛俊君） ありがとうございます。

賛成多数でございます。

したがって、本件については、7名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を

設置し、議会広報の編集、発行及び調査研究に関する問題を付託の上、2年間の継続調査をすることに決しました。

議会広報特別委員会の委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、本職より指名をいたします。

それでは、佐々木優君、大栗民江君、今利一君、大橋秀行君、覚幸伸夫君、天日公子君、岡野孝則君、以上7名の諸君であります。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました7名の諸君を選任することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 異議ありの御発言がありますので、起立によって採決をさせていただきます。

今お諮りをいたしました7名の諸君を選任することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者多数)

議長(北猛俊君) 賛成多数であります。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本特別委員会が調査のため市外に派遣の必要が生じた際には、議長においてこれを処理いたしたいと思っておりますので、御了解を願います。

動議

議会改革特別委員会設置について

議長(北猛俊君) 次に、議会改革特別委員会設置についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

15番菊地敏紀君。

15番(菊地敏紀君) - 登壇 -

ただいまお取り上げをいただきました動議につきましては、各党派、政党の御賛同をいただき提出したものであり、私の方から御説明を申し上げたいと思っております。

議会改革については、地方分権時代に即した議会のあり方と議会活動の活性化や議員定

数の問題を含め、より市民に身近な議会であるためにはどうあるべきかという課題を検討、改善するために平成17年第4回定例会において設置されたところであります。

これまでの協議により、議員報酬並びに議員定数の削減、一般質問における一問一答方式の導入、傍聴規則の改正、政務調査費、反問権の取り扱い、整理などの事項が具体化されたところであります。常任委員会の傍聴の促進、議員の政治倫理の明確化、市民懇談会の設置など10項目が今後の課題とされたところであります。

このことから、市民の信頼と付託にこたえていくためには、さらなる改革を進める必要があります。特別委員会の設置を提案するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

議長(北猛俊君) ただいまの提案に対し、御発言ございませんか。

2番宮田均君。

2番(宮田均君) 議会改革特別委員会、ここで無所属議員の意見をどのように聴取していくのか、これから。そのことについて質問させていただきます。

議長(北猛俊君) この件に関しましても、先ほどと同じように今現状の私の見解ということで御答弁をさせていただきますが、そのことの協議が必要かどうかも含め、今後検討を代表者会議、議運なりでされるものと判断をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) お諮りをいたします。

本件については、7名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、2年間の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま

す。

よって、本件については、7名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、2年間の継続調査をすることに決しました。

議会改革特別委員会の委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、本職より指名をいたします。

それでは、佐々木優君、大栗民江君、岡本俊君、天日公子君、岡野孝則君、菊地敏紀君、東海林剛君、以上7名の諸君であります。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました7名の諸君を選任することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 異議ありということでございますので、起立により採決をさせていただきます。

ただいまお諮りをいたしました7名の諸君を選任することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立者多数)

議長(北猛俊君) 賛成多数であります。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本特別委員会が調査のため市外に派遣の必要が生じた際には、議長においてこれを処理いたしたいと思っておりますので、御了解願います。

この際、各委員会開催のため、午後2時まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午後2時00分 開議

議長(北猛俊君) 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

正副委員長互選結果報告

議長(北猛俊君) 各常任委員会、議会運

営委員会及び議会広報特別委員会、議会改革特別委員会より、委員長、副委員長の互選の結果について報告がありましたので、事務局長より報告いたします。

事務局長(大畑一君) 御報告いたします。

総務文教委員会、委員長東海林剛君、副委員長佐々木優君。

市民福祉委員会、委員長今利一君、副委員長岡野孝則君。

経済建設委員会、委員長菊地敏紀君、副委員長千葉健一君。

議会運営委員会、委員長岡本俊君、副委員長菊地敏紀君。

議会広報特別委員会、委員長岡野孝則君、副委員長天日公子君。

議会改革特別委員会、委員長東海林剛君、副委員長岡本俊君。

以上のとおり互選された旨、報告がございました。

日程第8

富良野地区学校給食組合議会議員の選挙

議長(北猛俊君) 日程第8 これより、富良野地区学校給食組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。

議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 御意見をちょっとさせていただきたいのですが、議長の許可をよろしいでしょうか。

当議会が会派政党制をとっているということで、この一部事務組合には無所属議員は参加できません。

よって、一部事務組合への無所属議員の意見の吸い上げ方をどのようにするかこれから議会の中で検討していただきたいということ、やはり何期も連続してなるべく議会に、この一部事務組合の議員を続けるということについては配慮が必要かなと思いますので、意見を付したいと思います。

議長（北猛俊君） 御意見ということでお伺いさせていただいてよろしいですか。

2番（宮田均君） はい。

議長（北猛俊君） それでは、議事を続行させていただきます。

議長において指名することにいたしたいと思しますので、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは本職より、富良野地区学校給食組合議会議員に大栗民江君、岡本俊君、覚幸伸夫君、東海林剛君、以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま本職より指名いたしました大栗民江君、岡本俊君、覚幸伸夫君、東海林剛君を富良野地区学校給食組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、大栗民江君、岡本俊君、覚幸伸夫君、東海林剛君、以上4名の諸君が富良野地区学校給食組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におら

れますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。御承諾いただけますか。

それでは、この結果を、直ちに組合に対し通知いたします。

日程第9

富良野地区環境衛生組合議会議員の選挙

議長（北猛俊君） 日程第9 これより、富良野地区環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。

議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 各組合、一部事務組合については、この環境衛生も先ほどと同じなのですけれども、ぜひ無所属議員の意見を聴取する方法を御考慮願いたいと思ひます。

議長（北猛俊君） 御意見としてお聞きをさせていただいてよろしいですか。

2番（宮田均君） はい。

議長（北猛俊君） それでは、議事を続行させていただきます。

議長において指名することにいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決し

ました。

それでは、本職より富良野地区環境衛生組合議会議員に穴戸義美君、岡野孝則君、補充議員として千葉健一君、以上3名の諸君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま本職より指名いたしました穴戸義美君、岡野孝則君、補充議員として千葉健一君を富良野地区環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、穴戸義美君、岡野孝則君、補充議員として千葉健一君、以上3名の諸君が富良野地区環境衛生組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。御承諾いただけますか。

それでは、この結果を、直ちに組合に対し通知いたします。

日程第10

富良野地区消防組合議会議員の選挙

議長(北猛俊君) 日程第10 これより、富良野地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。

議長において指名することにいたしたいと

思います。これに御異議ございませんか。

2番宮田均君。

2番(宮田均君) この一部事務組合についても同様、無所属議員の意見を聴取をどのように一部事務組合の方に吸い上げていただけるのかということを御考慮願いたいと思います。

議長(北猛俊君) 御意見としてお伺いをさせていただきます。

それでは、議事を続行いたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、本職より富良野地区消防組合議会議員に横山久仁雄君、東海林孝司君、菊地敏紀君、補充議員として天日公子君、以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま本職より指名いたしました横山久仁雄君、東海林孝司君、菊地敏紀君、補充議員として天日公子君を富良野地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、横山久仁雄君、東海林孝司君、菊地敏紀君、補充議員として天日公子君、以上4名の諸君が富良野地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。御承諾いただけますか。

それでは、この結果を、直ちに組合に対し通知いたします。

日程第11

富良野広域串内草地組合議会議員の
選挙

議長（北猛俊君） 日程第11 これより、富良野広域串内草地組合議会議員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。

議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） この一部事務組合についても、無所属議員の意見をどういふふうにと聴取して今後につないでいくのかということとは、会派政党制、あるいは議員定数が減った中で、この事務組合の基礎の張りつけをしていく中で、連続して2期、3期にわたっていくことがないようなことも含めまして、これからは検討の余地が必要だということを意見をしたいと思ひます。

議長（北猛俊君） 意見としてお伺いをさせていただきますましたが、よろしいですか。

2番（宮田均君） はい。

議長（北猛俊君） 議事を続行させていただきます。

お諮りをいたします。

議長において指名することにいたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、本職より富良野広域串内草地組合議会議員に佐々木優君、今利一君、以上の兩名を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま本職より指名いたしました佐々木優君、今利一君を富良野広域串内草地組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、佐々木優君、今利一君、以上兩名が富良野広域串内草地組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。御承諾いただけますか。

それでは、この結果を、直ちに組合に対し通知いたします。

日程第12

報告第1号 専決処分報告

議長（北猛俊君） 日程第12 報告第1号専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） - 登壇 -

報告第1号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付をもちまして、平成18年度富良野市一般会計補正予算第9号、富良野市介護保険特別会計補正予算第4号及び富良野市老人保健特別会計補正予算第3号につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号平成18年度富良野市一般会計補正予算第9号は、歳入歳出それぞれ4,869万円を減額し、歳入歳出予算の総額を142億2,879万3,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

12ページでございます。

3款民生費は、医療費等の確定による老人保健特別会計繰出金と、保険給付費等の確定による介護保険特別会計繰出金で、4,869万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、8ページでございます。

1款市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税及びたばこ税で、3,916万円の追加でございます。

11款地方交付税は、特別交付税の決定によるもので、6,215万円の追加でございます。

10ページでございます。

21款諸収入は、備荒資金組合交付金で1億5,000万円の減額でございます。

以上が平成18年度富良野市一般会計補正予算第9号の概要でございます。

次に、議案第2号平成18年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

富良野市介護保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ9,211万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を14億2,418万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページから13ページでございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、給付実績に伴う居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、住宅改修費の減額と、居宅介護サービス計画給付費、福祉用具購入費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料の財源振替で、1億1,500

万円の減額でございます。

2項高額介護サービス等費は、財源振替でございます。

4款地域支援事業費は、高齢者配食サービス事業委託料で、205万円の減額でございます。

8款基金積立金は、介護保険給付費準備基金積立金で、2,453万6,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページから9ページでございます。

3款国庫支出金は、保険給付の実績に伴う介護給付費負担金2,020万円の減額、調整交付金261万円の減額、地域支援事業交付金73万9,000円の減額で、合わせまして2,354万9,000円の減額でございます。

4款支払基金交付金は、保険給付の実績に伴う介護給付費交付金3,565万円の減額と、地域支援事業交付金91万6,000円の減額で、合わせまして3,656万6,000円の減額でございます。

5款道支出金は、保険給付の実績に伴う介護給付費負担金1,717万5,000円の減額と、地域支援事業交付金36万9,000円の減額で、合わせまして1,754万4,000円の減額でございます。

6款繰入金は、保険給付の実績に伴う介護給付費繰入金1,437万5,000円の減額に、地域支援事業繰入金53万5,000円の追加と、介護保険給付費準備基金繰入金101万5,000円の減額を合わせまして、1,485万5,000円の減額でございます。

以上が18年度富良野市介護保険特別会計補正予算第4号の概要でございます。

引き続きまして、議案第3号平成18年度富良野市老人保健特別会計補正予算について御説明申し上げます。

富良野市老人保健特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ3億47万5,000

円を減額し、歳入歳出の総額を28億6,234万8,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

老人保健の10ページでございます。

1款総務費は、一般事務費の執行残によるもので、139万1,000円の減額でございます。

2款医療諸費は、老人医療費の確定によるもので、2億9,908万4,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページから9ページでございます。

1款支払基金交付金は、医療費交付金1億5,366万3,000円の減額と、事務費交付金44万5,000円の減額で、合わせまして1億5,410万8,000円の減額でございます。

2款国庫支出金は、医療費負担金9,359万4,000円の減額と、老人医療費適正化推進費補助金6万9,000円の減額で、合わせまして9,366万3,000円の減額でございます。

3款道支出金は、老人医療費道負担金で1,872万2,000円の減額でございます。

4款繰入金は、一般会計繰入金で3,485万円の減額でございます。

5款繰越金は、前年度の繰越金で7万円の追加でございます。

6款諸収入は、第三者納付金と返納金の追加に雑入の減額を差し引きいたしまして、79万8,000円の追加でございます。

以上、平成18年度富良野市一般会計補正予算、平成18年度富良野市介護保険特別会計補正予算、平成18年度富良野市老人保健特別会計補正予算の専決処分報告について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

御訂正を願います。

介護保険の歳入歳出の減額の総額でございます。

「9,251万4,000円を減額し」というところを「9,251万1,000円を減額し」と説明をさせていただきました。正しい数字は、「9,251万4,000円の減額」が正しい数字でございます。

御訂正をお願いします。

議長（北猛俊君） ここでお諮りをさせていただきますが、3件ございますが一括して審議させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 異議なしと認めます。

それでは、審議は本件全体について行います。

本件について、御発言ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 議案第2号の富良野市介護保険特別会計補正予算の方、その中の13ページの4款地域支援事業費の高齢者の配食サービス事業費、これの内容、205万円が減額になっている経過と結果、どうなっているのか。前には、アンケートをとるとかという話もございましたけれども、そこら辺ちょっと御説明願いたいと思います。

議長（北猛俊君） お答えを願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 宮田議員の介護保険特別会計の御質問にお答えをいたします。

13ページ、地域支援事業、介護予防費事業の中の120番高齢者配食サービス事業の関係でございます。

当初予算で766万5,000円、一日平均40食の積算で年度当初スタートいたしました。

最終的な結果でございますけれども、総数が1万669食ということで、一日平均に直しますと、29.2食に実は落ちてございま

す。

その結果、今回205万円の減額をさせていただいたところでございます。

17年度の決算のときも多少お話をしたところはあるのですが、それも引き続いて18年度もきているところがあるのですが、一つには、利用者が固定をしているという中で利用増につながっていないという問題と、もう一つは、18年度中におきましても対象者の皆さんが施設入所、あるいは入院、あるいは死亡等によって減っているという状況がございました。

課題といたしましても、私ども前年を含めてモニタリング等も行っておりますし、18年度アンケート調査を実施をいたしました。そういったことを通じて、1食でも多い声かけをしてきたところがございますけれども、結果的にこういった実績になってきているという状況でございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

ほかにもございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第13

報告第2号 専決処分報告

報告第3号 専決処分報告

議長（北猛俊君） 日程第13 報告第2号及び報告第3号、以上2件の専決処分報告を一括して議題といたします。

本件2件につき、順次説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） - 登壇 -

報告第2号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付をもちまして、富良野市税条例の一部改正について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴うものでございます。

以下、改正内容について、市民税より御説明を申し上げます。

1点目は納税義務者についてでございますが、新信託法、平成18年法律第108号に対応するため、受益証券発行信託等の法人課税信託の引き受けを行う個人が市内に事務所等を有する者に対して、法人税割額を課することとなったものでございます。

2点目は、個人が上場株式等の譲渡で所得を得た場合に課する市民税の所得割の税率を3%から1.8%とする軽減措置の適用期間について、平成16年度から平成20年度までと規定されていたものを1年間延長し、平成21年度までとするものでございます。

次に、固定資産税についてでございますが、1点目は、65歳以上、要介護認定、要支援認定、障がい者の居住など、一定の基準を満たす住宅のバリアフリー改修工事が行われた場合における減額措置の創設に伴い、減額の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定を新たに設けるものでございます。

2点目は、複合的利用に供する鉄軌道用地について、鉄道施設と商業等施設の面積割合で案分し、商業等施設が存する部分は、付近の土地の価格に批准して評価するものとしたものでございます。

次に、たばこ税につきましては、附則に定められている特例税率を本則税率とするた

め、1,000本につき3,064円を3,298円としたものでございます。

次に、都市計画税につきましては、地方税法の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

その他、地方税法等の改正に伴う所要の関連規定の条文の整理でございます。

また、附則につきましては、第1条は施行日を、第2条から第5条までは、それぞれ税目ごとに経過措置の適用を規定したものでございます。

以上、富良野市税条例の一部改正に係る専決処分について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

報告第3号専決処分報告について御説明を申し上げます。

本件は、地方税法第179条第1項の規定により、去る4月25日付をもちまして、平成19年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以下、その内容について御説明を申し上げます。

議案第1号平成19年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ416万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億9,276万5,000円にしようとするものでございます。

本件につきましては、公共下水道の汚泥をリサイクル協定負担金により堆肥化を行ってまいりましたが、4月13日付で上川支庁よりリサイクル協定による汚泥の処理は無償が原則であり、有償の処理であれば産業廃棄物処分業者へ委託すべきとの改善指導を受けました。

このことから、産業廃棄物処分業者へ汚泥の処理委託を行うため、リサイクル協定負担金を汚泥運搬委託料と汚泥処理委託料に予算の組みかえを行うものでございます。

なお、これまで処理しておりました市内リ

サイクル協定業者につきましては、現在、産業廃棄物処理業の資格申請中で、資格を取得するまでの期間、有資格の他業者へ委託を行い、資格取得後はこれまで同様、市内リサイクル協定業者により汚泥の処理委託を行う予定でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページから7ページでございます。

1款下水道費は、水処理センターの汚泥運搬委託料222万5,000円、汚泥処理委託料2,663万2,000円の追加と、汚泥資源リサイクル協定負担金2,469万2,000円の減額を差し引きいたしまして、416万5,000円の追加でございます。

2款公債費は、財源の振りかえでございませ

す。
次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく6ページ上段でございます。

4款繰入金は、基金繰入金で416万5,000円の追加でございます。

以上、平成19年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（北猛俊君） 最初に、報告第2号について、御発言ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） ちょっとわからないのですけれども、たばこ税の関係のところから従前の3,065円か、数字的にちょっとわかりませんが、従前のたばこ税の納入の金額というのは、簡単に言って変わるのでしょうか。というのは、300円のを一箱買ったなら約60円ぐらい市に入ってきた。市内で買うと60円ぐらい入ってきた、多分、約です。それが、簡単に言うところの改正によって変わってくるのかどうか、どうなるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（北猛俊君） お答えをいただきま

す。

ここで答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時34分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、議事を続行いたします。

休憩前の宮田均議員の質問に御答弁をいただきます。

総務部長下口信彦君。

総務部長（下口信彦君） 宮田議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

これにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおり、附則で1,000本当たりの特例を設けてということで、ことしからこの特例を附則から本則に戻したということだけでございます。

ですから、1,000本当たり3,064円、1本当たり3,064円を1本当たり今度は3,298円に置きかえたということでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、次に、報告第3号について御発言ございませんか。

2番宮田均君。

2番（宮田均君） 六、七ページの歳出の下水道費、こちらの101の01と800の各種負担金のところの汚泥資源リサイクル協定負担金、ここの部分はその期間の中で、416万5,000円の中で置きかえられているというここの辺りが、もう少しわかりやすく、もう一度説明していただきたいなと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 宮田議員の質

問にお答えいたします。

汚泥の再利用部門にかかる経費として、汚泥の資源リサイクル協定負担金ということで、今まで計上してございます。

その中で、上川支庁より改善指導がありまして、有償で再利用するならば、産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に委託すべきという形で指導を受けましたので、汚泥資源リサイクル負担金を汚泥処理委託料に組みかえて支出するものであります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

報告第2号及び報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号及び報告第3号は、承認することに決しました。

日程第14

報告第4号 専決処分報告

報告第5号 専決処分報告

議長（北猛俊君） 日程第14 報告第4号及び報告第5号、以上2件の専決処分報告を一括して議題といたします。

本件2件につき、順次説明を求めます。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） - 登壇 -

報告第4号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る4月4日付をもって、専決処分を行った市道における物損事故の損害賠償につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は、平成19年2月23日午後6時か

ら8時半ごろにかけて、富良野市字上五区の市道五区山部線の十二線橋を越えた付近で、道路舗装が凍結等によりはがれ、幅90センチ、長さ1メートル90センチ、深さ12センチの陥没が生じ、そこを通過した車両6台に損害を与え、事故が発生いたしました。

事故後、午後8時40分ごろ、富良野警察署より富良野市役所に連絡が入り、すぐ現地へ赴き、陥没箇所を麻袋で埋め、セーフティコーンを配置するなど応急処置を講じ、被害の拡大を防ぎ、翌朝路面の補修を行いました。

本件は、そのうちの1台に対するもので、深川市から帯広方面へ向かう途中事故に遭い、車両の助手席側のタイヤとホイール2本、フロントバンパーに損害を与え、車両の物損に対して損害賠償を行ったものであります。

車両損害金は、修理費として11万145円、交通事故証明書申請手数料として600円の合計11万745円で富良野市の過失割合を10割とし、4月4日に示談いたしましたので、損害賠償額は同額の11万745円でございます。

続きまして、報告第5号の専決処分報告について御説明申し上げます。

本件も報告第4号と同じ時間帯、同じ場所で発生した事故の6台のうちの3台で、富良野市街方面から自宅の山部に帰る途中で事故に遭った車両3台の損害賠償で、4月19日付をもって専決処分を行った市道における物損事故の損害賠償につきまして御報告申し上げます。

1件目は、車体の前後のゆがみによる損害を与えたもので、車両損害金は修理費として2万7,300円、交通事故証明書申請手数料として600円の合計2万7,900円です。

2件目は、助手席側のタイヤのホイール2本に損害を与えたもので、車両損害金は修理費として1万6,065円、交通事故証明書申請手数料として600円の合計1万6,6

65円です。

3件目は、助手席側の後輪のタイヤのホイール1本とホイールカバーに損害を与えたもので、車両損害金は修理費として1万1,298円、交通事故証明書申請手数料として600円の合計1万1,898円です。

3件の車両損害の合計は、5万6,463円で、富良野市の過失割合を10割として4月19日に示談いたしましたので、損害賠償額は同額の5万6,463円です。

幸い、報告第4号の1件並びに報告第5号の3件とも相手方に人身等の被害はなく、大事に至りませんでした。今後とも市道の道路維持につきましては、道路パトロール及び地域住民から情報の提供をいただきながら、適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（北猛俊君） 最初に、報告第4号について、御発言ございませんか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 事故のあった現場の写真も資料としていただいておりますけれども、素人ですのでよくわからないのですけれども、老朽化が進んでこういう状況になったのだと理解してよろしいのでしょうか。まずその辺1点確認しますけれども、だとすれば、早急に全体を改修する工事全体を、長い距離ですけれども、それも必要性があるのではないかと思いますけれども、それらの計画について、お伺いいたします。

それから2点目は、今の説明の中でお話されましたけれども、安全パトロールを徹底する、地域の方達にも知らせていただく、そのようなお話もありましたけれども、もう少し具体的に安全管理の点について、具体的な対策について御説明をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いしません。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 佐々木議員の

質問にお答えいたします。

五区山部線につきましては、農免道路という形で改良が進んだ道路で道路でございます。使われることかなり年数たってございますけれども、基本的には議員も御承知のようにかなりのパッチワークになってございます。この部分についていずれ改修はしなければ、幹線道路として位置づけしている以上、何とか改修をしていきたいということを考えてございます。

なお、今後につきまして、国の方に向かってこの部分について要請をして、現在手続きしながら協力方お願いをしているところでございます。

2点目のパトロール含めて住民の情報ということでございますけれども、実はこれ2月の20日に融雪が進み、穴の点検を既に幹線道路すべて情報いただきながら点検し、21日から穴埋めに入っていた状態でございます。

たまたま、ここの部分については検証はしてございますけれども、亀の甲羅状態になっていたということだけは承認してはございますけれども、基本的にそこに大型車がどんどん通ることによって跳ね上がったと、それで夜間だったということで、こういう大事故が起きたわけでございますけれども、情報はいろいろなところから市民からいただいてございます。それから郵便の配達員さんをお願いしながら、情報をいただきながら適正な管理に現在努めているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 今の御答弁でいずれという、いずれという言葉では少し物足りないと思うのです。幸いにして物損事故で済みましたが、下手をするとハンドルをとられて正面衝突だとか、先日もありました。それとは話が別ですけども、そういう危険性もあるわけですので、市民の命にかかわる重要な問題ですので、その辺の認識をもう少し

ししっかりしなければならぬと思います。

それから、安全パトロールの件で、郵便局の方たちとの協定なのですけれども、10月1日から民営化ということもありますので、再度その辺の連絡の徹底をしなければ、私も郵便局に連絡をとってみましたけれども、ここ数年、文書で残っているわけではありませぬけれども、連絡をしたという、そしてまた要請を受けたという事実が見られないように思いますので、しっかりと改めて要請をし、そして連絡をいただく体制をしっかりつくることが必要だと思っておりますので、その2点についてももう一度御答弁をお願いします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 1点目の改修に向けての計画ということでございますけれども、20年度に向けて一応道の方に要望の準備に入っております。これについては、採択されるかは別として、要望の中で整理を含めて発動していきたいと考えてございます。

それから、パトロールについて地域の住民からも情報をいただいておりますけれども、何年目かに契約して郵便局の配達員さんに情報をくまなくもらうように契約した経緯がございますけれども、指摘されるように郵便配達の方々の方からは連絡いただけませんけれども、再度またお願いをしながら、逐次細かくパトロール含めて情報をいただくように努力してまいりたいと考えてございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） どうもわからないのですが、時系列を追ってもう少し詳しくお話をいただきたいと思うのです。

最初の話では、住民から情報があつたのは2月の20日と私は聞いたのですが、そして21日から穴埋め作業をしていると、それで23日にこの事故が発生したと、こういうこ

とですね。

当初の道路が傷んで穴が開いたというのは、初めからこれだけの大きさに穴が開いたのか、あるいは当初は小さかったのか。それで穴を埋め戻したのだけれども、そこを大型車両やなんかが通ることによって、さらにどんどん広がっていったのかということです。その順序がどうも部長の答弁では見えません。正直にと言ったら語弊がありますけれども、はっきりわかるように言っていただきたいと思うのです。

今のお話によると、3台、4台、5台、6台という形で、いろいろ事故というか不都合が生じたということですが、だとすれば、4台続けて走ってきたわけではないですよ、きっと。ですから、そういった意味では、その間の時系列がどうなっているのか。道路の管理に不手際がなかったのかというのを非常に思うのです。

迂回路をすぐ対策をとるなり、あるいは通行どめにしてでも、その部分を通させないで修理していけば、まだ少しは違ったのかなと、その時間的な余裕は全くなかったのか、そういったこともあわせてお聞きをしたいと思うのです。

それから、もう一つは、地方財政は本当に厳しい大変な状況ですけれども、これは生活道路にかかわることですから、そういった意味では、打つべき手は早急に打たないと、住民が不便をするというだけの問題ではなくて、そういった意味では、先ほど佐々木議員からもありましたけれども、命にかかわることが起きてきたときには大変なことになってしまうということを、もう少しきちんと押さなければいけなかったのではないのかなと思うのです。そこら辺について、もう少し詳しく報告をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 横山議員の質

問にお答えします。

言葉足らずで大変申しわけございません。

実は市の方、20日に融雪が進んでおりましたので、20日から幹線道路の点検をした。そして穴があいているところを全部指示しまして、21日からいろいろなところを穴埋めしていただいた。

その中で、その箇所につきましては、たまたま点検はしてございます。それが亀の甲羅状態だったということではがれてもいなかったというのが1点でございます。

そういう中であって、23日のときは雨が降ってしまっていて、凍上が進んで雨が降った中で車が通るたびに跳ね上げられたということでそこが大きくなった。その中で6時から8時半の間、かなりの交通の時間かけて走行している中でこういう物損事故が発生したということで、8時40分に富良野警察署の方から情報をいただいて即現場を対応し、翌朝早々に穴埋め、あるいは補修をしたということでございます。

それから2点目のこれについては、生活道路あるいは幹線道路という位置づけをしてございます。これを何とか一日も早く改修したいなということで、いろいろな手を使いながら、財政等、あるいは総合計画の中で一日も早く取り組んでいくような申請に向けて、今上の方と協議をしているところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 今の部長の話では、財政が厳しいのはわかりますけれども、総合計画まで引きずっていくのかどうかという、最後に総合計画まで含めて云々という話だったので、そこまで引きずっていく考え方がされているのかどうか。

非常に、これは毎日のことですから、先ほど言った車の通りが激しいということもあります。そういうことからいうと、総合計画の見直しやなんかにまで引きずって、そしてそれまでの間どうされるのかなというような気

がしますが、もう少しその辺のところについても改めてお聞きしておきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） そのまま放置するというわけではございません。適正な補修という部分の中で対応しながら、全面的な改修に向けて計画を立てていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 報告4号の関係でお尋ねをいたしますけれども、修理費が11万145円、そのほかに事故証明書料が600円とお聞きをいたしてございます。これは、ほかの資料を見てまいりますと、代車だとかレッカー代金だとかこういったことが含まれてございません。そういうことからいうと、事故発生があってから自分の家の近く、あるいは自分が行っている修理工場まで自走して帰ったのではないかと思われま。

そういたしますと、この11万145円の見積金額が事故発生よりふえてはいないかとは、事故発生の状態そのままの修理費の見積もりなのか、こういった確認はいつごろされていたのか。

そして、これに関連して、示談が4月の4日でありますから、2月の23日に発生してこの11万145円というのは、三日も四日も後から見積もった金額であると、事故以降に被害がふえている可能性もあるという見方もされるわけですが、その辺の確認の内容についてお尋ねをいたします。

議長（北猛俊君） ここで、答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時00分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

休憩前の穴戸義美議員の質問に御答弁をお願いいたします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 11万145円部分の話でございますけれども、この前に、実は事故ったとき、その部分の中で走っていったと。そうしたら、帰ってみたらパンクしていたと、ホイールが壊れていたという、後から報告をいただいて、その部分について私どもも点検した中で見積もりを上げてもらっています。今回の部分については、3月の6日に11万145円の見積もりが上がってございます。内容については、レッカーではなくて、修理にかかる部分のすべてでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 質問をどのようにしたらいいかちょっと迷っているわけでありませんが、2月の23日に事故があったと報告がなされてございます。それを3月の6日に被害者の方から被害届があったのだと今お聞きをいたしました。これは、本当にここの市道五区山部線の事故に間違いなかったかどうかという確認はどのようにしてなされたのか。

それから、先ほどもお尋ねをいたしてございましたけれども、何となくわかりますけれども、示談に要した日数が40日も経過をしていると。この中に主なものは、事故届が3月6日であったということも入りますけれども、それにしても示談に要した日数が長いと思います。これは専決処分ですることありますから、その辺の経過等についてもお尋ねをします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 基本的に今の部分について、当時事故が発生したという

きにいち早く警察がその現場で立ち会ってご
ざいます。その中で交通整理させていただ
いた中、先ほども言いましたように交通の事故
証明の申請というものをきちんと上げており
ます。この場所を限定してございますので、
この部分については別の場所とは考えて
ございません。

それから、示談につきまして、日高が1
件、深川が1件、市内が4件。ただ、報告が
だんだんおこなわれていますので、まず早い方
から、被害報告受けたところから整理しなが
ら精力的にやっております。なお、まだ1台
示談の交渉をやっていないところがありま
す。

4号については、これも同じ部分の中で整
理をして、示談の中、4号だけでなく、5
号も含めて示談をやりながら、交渉しながら
整理をかけさせてもらっております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。不明
な点も含めて再度御質問いただきます。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 4号の関係について
はわからないまま質問をやめて、5号の方で
関連して質問いたします。

議長（北猛俊君） それでは、報告第4号
について、ほかにございますか。

8番 岡本俊君。

8番（岡本俊君） 先ほどから問題になっ
ているのは、やはり市道という部分における
道路管理の体制のあり方について、改めて質
問しますが、道路、市道を含めて、いつも吹
雪になる場所だとか、いつも凍結があって道
路が傷む箇所だとか、そういうデータがある
はずなのですよ。

逆に言えば、そういうところはよく注意し
なければいけないと。そういうところを重点
的にパトロールしているのではないかと理解
はしているのです。パトロール体制を含めて
どのようなチェックポイントでやっておられ
るのか、チェックポイントがあるのかないの
か。

先ほど部長は、20日の日に点検をやって

21日から補修始めて、事故が起きたのが2
3日ということですよ。そういう部分では、
時間はあったわけですよ。先ほど部長が
言われたとおり、本当にそれだけ大きな事
故になるならば、2日間の間でやはり目立つ
はずですよ。ですから、その辺でよく理解
できないわけなのです。本当にこれ未然に
防げたことではなかったのだろうか。

つまり、市民からの情報提供待ちの道路維
持なのか、それともパトロール体制を強化し
ながら積極的に直していくのかと、その辺の
行政として姿勢の問題も逆に問われるのは
ないかと思うのですよ。

ですから、改めてこのパトロール体制につ
いて、その後、郵便局の云々という話もあっ
たのですが、具体的に現在まで、事故があっ
て今日までパトロール体制についてどのよう
に強化されたのかも含めて御答弁願いたいと
思います。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いしま
す。

建設水道部長 里博美君。

建設水道部長（里博美君） 毎年、穴ある
いは補修しなければならない部分について
は、市道については融雪の中で凍上が進んだ
り、穴があいたりする場所というのは毎年変
わっております。

ただ、見た目には幹線道路が多く穴があい
ている。そこで発生したとき、麻袋を埋めな
がらまず応急処置をしていると。ということ
は、舗装するにも乾燥させなければ舗装はで
きませんので、応急処置としてとりあえず、
路盤が安定するまでは麻袋を敷かせていただ
いていると。そして、どうしても直らない部
分については、ある程度乾かしながら舗装を
かけさせていただいているという部分で、毎
年ある程度の場所は承知しております。

そういう中、業者に委託する、あるいはう
ちの職員も含めて全体に市道のパトロール、
特に幹線について細かくパトロールをやって
いるわけでございます。

先ほども言いましたように、その部分は

23日に発生したという部分でございますけれども、20日に全部その部分は点検はしてございます。点検した段階で確認されているのは、亀の甲羅状態だったと、まだはがれてもいなかったという部分の中、たまたま23日が雨にたたかれて舗装が跳んだという中で、車両が通過される中で穴が掘れていって被害が大きくなったという具合に考えています。

その部分については、事前にもし発見していれば、土のうというのですか、麻袋を敷きながら整理をしていきたいという具合にしているつもりでございます。基本的にその部分については、亀の甲羅の状態だったというだけの確認でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） もっと未然に防げなかったのかなという思いが今残っているところですよ。

同時に、この事故が同じ箇所が続いたという今回のお話ですが、最初この事故が起きた時間というのは明るかったのですか、それとも暗くて、1時間か2時間の間に6回立て続けにあったのかなのですよね。

もし、わかるのならば、もっと対応の方法もあったのではなかったかなという気はしますが、その辺に件について改めて御答弁願います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） この事故が発生した時間帯は、午後の6時から8時半までの間でございます。ちょうど薄暗く、たまたまその日雨が降っていたという状態の中で発生してございます。その状況で警察の方から午後の8時40分ごろに通報いただいて、直ちに現場に行き、そこの安全の確保を図って翌朝修理を終えたということでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

ほかにもございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、次に報告第5号について、御発言ございませんか。

9番宍戸義美君。

9番（宍戸義美君） 報告4号のときにもお尋ねをいたしましたけれども、この修理費の確定について、確定の方法をお尋ねをいたします。

4号の関係は、2月の23日の事故発生で警察に届出はそのときにされて、こちらの方に被害の請求があったのが3月の6日ということでお聞きをいたしてございます。5号については、その関係と同じようにお尋ねをいたします。

これは、3件とも金額が少ないわけでありますから、先ほどお聞きをいたしました修理費の中には、代車料金あるいはレッカー代金等も含まれてございません。これは4号と同じように、自走して現場から立ち去ったと。そして自分の行きつけている修理工場での修理をさせたという理解をいたします。

そうしますと、修理金額の内容に疑いがもたれるという見方を私はいたしております。これは、本当に1件目2万7,300円、2件目が1万6,665円、この金額が本当に23日に発生した損害なのかどうかという確認をどのようにしてされたのか、お尋ねをいたします。

それから、先ほどもお聞きをいたしましたけれども、事故発生から4号は4月4日ですが、示談月日。それから、5号の3台については4月の19日。これは事故発生から60日近いというか、57日ぐらい経過をいたしております。担当された方も大変台数が多くて御苦労が多かったと思いますけれども、これまでの期間は必要ではないと思いますけれども、これまでかかった大きな問題点は何であったのか、お尋ねをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いいたします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 4号と同じ中、警察の事故証明をいただいた中で、まず1点やってございます。

事故が起きたときにその場ですぐ整理されればいいのですけれども、たまたま走っていて帰ってみたらパンクしていた、ホイール壊れていたという中で、その運転者の方は行きつけの修理工場に出してございます。その中で修理して、見積もり上げてもらったものが、うちの方に届いてございます。その内容について査定をさせていただきながら、この部分については交渉を重ねてございます。

その部分について、たまたまこの部分について本人が承諾しない限り、いろいろな時間を費やすという部分がございます。責任の度合いだとかいろいろな問題が生じますけれども、整理かけながら、お互いに個人とうちと交渉しながら、納得のいく説明をしながら承諾をいただくものになっていますので、その時間がかかりかかります。そういう部分の中、今回、事故発生から示談までに時間を要したという具合に判断してございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 5号の関係でありまされども、これ示談が同じ日にされたから一括して提案されたと思いますけれども、これは3件ともそういった難しい問題が同じようにあったのでしょうか。

議長（北猛俊君） ここで、10分間休憩をいたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時25分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

休憩前の穴戸義美議員の質問に御答弁をいただきます。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 穴戸議員の質問にお答えさせていただきます。

事故の発生時に、当時確認できたのは3台、その場にいたということで。その後何台が通っただろうという部分の中、実は事故発生以降に警察を通じて道路上、各自より市の方に俺は被害を受けたという申し入れがござい。それが、1点。

それは市としては、事故現場の事故については、警察の方に証明をもってもらうように求めて確認をさせていただいたわけであり。これは、本人申請でござい。その部分について事例がないものですから、保険会社の方で査定の割合、あるいは査定額についてかなりの時間を要したわけでござい。そういう示談の時間を要してその金額がまとまった段階で、うちの方としては相手と示談の交渉に入ったということでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、報告第4号及び第5号は、地方自治法第180条第2項に基づく報告であります。

以上で報告を終わります。

日程第15

議案第3号 富良野市監査委員の選任について

議長（北猛俊君） 日程第15 議案第3号富良野市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、横山久仁雄君の除斥を求めます。

（7番横山久仁雄君 退席）

議長（北猛俊君） 提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

議案第3号富良野市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

富良野市監査委員のうち、議会議員から選出されておりました野嶋重克氏は、平成19年4月30日をもって任期満了となりましたので、その後任として横山久仁雄氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

なお、横山久仁雄氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りをいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

横山久仁雄君の除斥を解きます。

（7番横山久仁雄君 着席）

日程第16

議案第1号 平成19年度富良野市

一般会計補正予算（第1号）

議案第2号 市道における物損事故

の損害賠償について

議長（北猛俊君） 日程第16 議案第1号 平成19年度富良野市一般会計補正予算及びこれに関する議案第2号 市道における物損事故の損害賠償について、以上2件を一括して議題といたします。

本件2件につき、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） - 登壇 -

議案第1号平成19年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億6,450万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ下段でございます。

8款土木費は、平成19年2月23日に発生いたしました市道五区山部線における物損事故による損害賠償金の不足に伴う道路管理費の賠償金の追加と、平成18年1月2日より通行どめとしております山部川橋における通行者の安全な通行を確保するための山部川橋維持補修工事費で、合わせて450万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。同じく6ページ上段でございます。

20款繰越金は、前年度繰越金で350万円の追加でございます。

21款諸収入は、道路賠償責任保険料で100万円の追加でございます。

以上、平成19年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

議案第2号市道における物損事故の損害賠償について御説明申し上げます。

本件は、報告第4号、第5号と同様に、平成19年2月23日午後6時から8時30分ごろにかけて富良野市字上五区の市道五区山部線の十二線橋を越えた付近で、道路舗装が凍結等によりはがれ、幅90センチ、長さ1メートル90センチ、深さ12センチの陥没が生じ、そこを通過した車両6台に損害を与える事故が発生をいたしました。

事故後、午後8時40分ごろ、富良野警察署より市役所に連絡が入り、すぐに現地に赴き陥没箇所を麻袋で埋め、セーフティコーンを配置するなど応急措置を講じ、被害の拡大

を防ぎ、翌朝に路面の補修を行いました。

本件は、そのうちの1台に対するもので、富良野市街より日高町の自宅に向かう途中に事故に遭い、車両の助手席側のタイヤ2本とアルミホイール2本、フロントスポイラー、リアマフラーに損害を与えたものでございます。

車両損害金は、修理費5万6千3976円、レッカー費用5万7千550円、代車費用12万7千500円、富良野から日高へのタクシー料金2万4千010円、交通事故証明書申請手数料600円、総額7万6千886円で、富良野市の過失割合を10割として、損害賠償額は同額の7万6千886円でございます。

幸い、相手方に人身等の被害はなく、大事には至っておりませんでした。今後とも市道の道路維持につきましては、道路パトロール及び地域住民からの情報提供もいただきながら、適切な管理に努めてまいりたいと存じます。

なお、残りの5台のうち4台につきましては示談済みで、先ほど専決事項として報告第4号、5号の中で御報告させていただきましたが、残る1台につきましては、50万円以下の損害賠償案件で、現在、示談交渉中でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（北猛俊君） これより、本件2件の質疑を順次行います。

最初に、議案第2号市道における物損事故の損害賠償についてを行います。

質疑ございませんか。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） ただいま、報告の内容をお聞きをいたしました。

この中で、代車の料金が12万7千500円とお聞きをいたしました。この代車の関係についてお尋ねをいたしますけれども、12万7千500円、これは通常は修理工場に入ると修理工場の車を代車として借りるのが一般的に

多いかと理解をいたしてございますけれども、そういう場合には料金がかからないのが多いというふうにも思っております。これは、専門に貸しておられるレンタカーとか、それから料金をとってもいいという関係の車なのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いしません。

建設水道部長 里博美君。

建設水道部長（里博美君） 穴戸議員の御質問にお答えします。

代車の費用12万7千500円の部分についてでございますけれども、これは一応レンタカーを借り上げてございます。消費税込みで一日5千250円ということで、借り上げ期間につきまして、総体で23日借りているということでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第1号平成19年度富良野市一般会計補正予算についての質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

9番 穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 7ページの歳入の関係では、道路賠償責任保険料で100万円を見込んでございます。

先ほど説明がありましたけれども、2月の23日の総体の事故発生台数が6台とお聞きをいたしましたけれども、専決処分になりましたのが5台分でありますから、あとの分を見越して100万円を見込み収入にしたと理解をさせていただきのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、その下の方の山部川橋の関係でありますけれども、これは12月に一般質問でお尋ねをいたしてございますけれども、改修に向けて努力をするのだという御答弁をい

ただいております。

その後、改修に向けてどのような手はずをしてきたのか、その結果どうなったのかということから、今回、補修費350万円ですが、これが計上されたと思えますけれども、その経過等についてお尋ねをいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 宍戸議員の質問にお答えします。

示談の済んでいる部分については16万7,208円、それから、仮示談ということでやってございます1台でございます。これが76万6,886円でございます。

先ほども報告させていただきましたけれども、現在交渉中という部分が1台残ってございます。これで合わせまして6台になりますけれども、この交渉中の値段については、今のところ20万円を見込んでございます。総体で113万4,094円ということで、今考えているわけでございます。

それから、工事請負費の350万円の経過でございます。山部川の維持の補修の事業の経過でございます。

実は、4月の9日に地区の方の要請も含めて話し合いを持たせていただきました。そのときに、対案として、人間あるいは自転車程度歩けるように確保したいということで、築堤を提案させていただいたのですけれども、地域の方の了解をいただけなくて早々に橋が改修されないのであれば、何とか現道の橋の上に安全な通路を設けていただきたいという部分で要望がございました。

その内容を具体的に検討しまして、4月27日に関係者にお集まりいただきまして、1件1件説明して歩いていますけれども、実はこういう形で今回350万円を人間及び自転車が安全に通行できるようなもので確保していきたいということで説明し、現在了解をいただいたところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

答弁漏れも含めて御質問をしていただきます。

9番宍戸義美君。

9番（宍戸義美君） 一般質問に対する答弁の中では、改修に向けて努力をするということの経過について答弁が漏れてございます。これは質問回数から除きます。

議長（北猛俊君） ただいまの件について、御答弁をお願いいたします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 大変申しわけございません。

経過ということで、橋の改修につきましていろいろなところで努力してございますけれども、今のところめどが立っていないというのが現状でございます。何とかこの改修について、生活の橋ということで努力をしてまいりたいと。それぞれの、基本的には防衛施設の局の方にもお話しを申し上げながら、今進んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 御答弁の訂正がございましたので、これを許可いたします。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） 大変失礼しました。

防衛施設局ではなくて、国交省の方に何とかこの部分について改修に向けて要請をしているというところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番宍戸義美君。

9番（宍戸義美君） 直接はお聞きをいたしてございませんけれども、ある機関の道路整備にかかわる補助事業が対象になるのかなという関係があってそこにお話をしたら、その担当者が現地に入ったと。現地に入ってきて状況を確認したら、今迂回路で通過している橋があるから、わずか5分か6分かぐらいの違いだということで、ここに橋をかける必要性が今緊急にはないのだというお話

があったとお聞きをいたしてございますけれども、そういったことについてはあったのかなかったのか。今の話から言うと、経過をお尋ねしたことについては、そのことについて触れてございませんので、なかったのかなと思いますけれども、そういった経過はなかったでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁を願います。

建設水道部長里博美君。

建設水道部長（里博美君） その質問については、私も初めて聞くのですけれども、これどこからというか、上の方からというのですか、初めてです。そういう話は私ども伺ってございません。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

9番穴戸義美君。

9番（穴戸義美君） 後でよければ、立ち会った市の職員の名前もお聞かせしていいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で、議案第1号の質疑は終わり、本件2件の質疑は終わります。

討論を省略いたします。

お諮りをいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、原案のとおり可決されました。

日程追加の議決

議長（北猛俊君） この際、お諮りをいたします。

閉会中の所管事務調査についてを日程に追加いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第17

閉会中の所管事務調査について

議長（北猛俊君） 日程第17 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件について、委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長鶴飼祐治君。

庶務課長（鶴飼祐治君） - 登壇 -

議会運営委員長よりの申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

議運調査第1号、調査件名定例会の会期及び運営に関する調査について、2年間の継続調査とする。

以上でございます。

議長（北猛俊君） お諮りをいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の事務調査について決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、許可することに決しました。

閉会宣告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程を終わり、本臨時会の案件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成19年第2回富良野市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時46分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年5月11日

臨時議長 穴 戸 義 美

議 長 北 猛 俊

署名議員 大 栗 民 江

署名議員 横 山 久 仁 雄